

フリーアクセスに関するエスコートフリーについて

- ▶ 当社が管理している日立教育訓練用原子炉（HTR）の場合、施設の規模や性格から、検査官の管理区域入域は一時立入とすることで、フリーアクセスを事実上達成できると考え、管理区域入域については、新検査制度前の運用を引続き継続することとし、保安規定等の変更はしていなかった。
- ▶ 今般、日常検査にて、管理区域入域時は一時立入の扱いでHTR関係者の同行が必要であることから、フリーアクセスの観点から管理区域内のエスコートフリーを達成するために、内部規定の中で検査官の扱いを記載頂きたい旨のコメントを受けた。
- ▶ ついては、運用の改善を検討するにあたり、他事業所における事例をご教示頂きたいとお願い致します。
 - ① 検査官の入域区分（従事者/一時立入/他）、検査官の線量管理要領
 - ② 保安規定及び下部規定での記載
 - ③ その他、検査官の立入りに関し特別に必要な措置、または不要な措置

参考：HTR保安規定（抜粋）

<p>(管理区域の出入管理)</p> <p>第16条 王禅寺センタ長は、放射線業務従事者を業務前に指定し、また、業務終了後に解除を行わなければならない。</p> <p>2 王禅寺センタ長は、前項の指定を行うときは、本人の被ばく歴、保安教育の受講記録がその者を放射線業務従事者として、指定する要件をみたしていることを確認しなければならない。また、解除の時は、被ばく歴を被解除者に渡さなければならない。</p> <p>3 管理グループ長は、<u>放射線業務従事者以外の者を管理区域に立ち入らせてはならない。ただし、見学等で立ち入る者で管理グループ長の承認を受けた者（以下「一時立入者」という。）が、管理グループ長の指定する付添人の指示に従って立ち入る場合には、この限りでない。</u></p> <p>4 付添人は、管理区域の一時立入者に対し、保安のための注意事項及び放射線管理上の注意事項を告げるとともに、管理区域内においても随時、注意を与え、その者の安全を確保するよう留意しなければならない。</p> <p><以下略></p>
--

以上